

**建築基準法第43条第2項第2号
許可の手引き**

平成30年11月28日 改訂版

三鷹市都市整備部建築指導課

目次

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 1 建築基準法第43条第2項第2号許可申請手続きについて | 1 |
| 2 建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可に関する建築審査会審査基準 | ... 3 |
| 3 建築基準法第43条第2項第2号許可運用指針 | 5 |
| 4 建築基準法第43条第2項第2号許可申請の資料作成要領 | 9 |
| 5 関係法令抜粋及び参考図 | 11 |

様式他

- 私道協定書(標準例)
- 私道協定代表者変更届(標準例)
- 私道協定書継承届(標準例)
- 第2項第2号許可相談カード

1 建築基準法第43条第2項第2号許可申請手続きについて

平成30年11月28日

三鷹市建築指導課

建築基準法(以下「法」という。)では、「建築物の敷地は法上の道路(※1)に2m以上接していなければならない」と規定しています。ただし、法第43条第2項第2号に掲げられている、「その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準(※2)に適合する建築物で、特定行政庁(三鷹市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て(※3)許可したもの」は除かれています。

接道義務に関する特例的な許可となるため、法の趣旨に基づく適切な判断が求められております。従って、通常の建築確認申請より比較的長い打合せ期間と、建築審査会の同意が必要となりますので、許可を受けるまでに相当の時間を要します。また、ご相談の内容によっては許可とならない場合もありますのでその旨、ご理解下さいますようお願いいたします。

(※1)法第42条に規定する道路をご覧下さい。

(※2)法施行規則第10条の3第4項をご覧下さい。

(※3)建築審査会審査基準および許可運用指針をご覧下さい。

◆ 許可申請の手続き ◆ (地上2階以下、地下1階以下の専用住宅又は2戸長屋の場合*1)

| 申請者 | | 三鷹市 (事務内容) | 審査期間の目安 (休日除く) |
|---------------|--|---|---------------------|
| 窓口 相談 等 | 現地調査 位置指定道路の新設や敷地設定の変更等 による未接道解消の検討、用地交渉等 | (窓口相談) | (申請者) |
| | 狭あい協議 : 通路の接続先の道路が 狭あい道路の場合 | (道路位置の確認) | |
| 事前 相談 | 相談カード提出 | ★ 書類審査、現地調査 ・許可条件(案)*2、指摘事項の通知 → 許可方針 / 不許可方針等 | 20日 |
| | 許可条件(案)、指摘事項について確認、 調整、交渉、協定範囲・権利者の最終確認 | — | (申請者) |
| 協 定 書 | 協定書(案)の作成、提出 | ★ 協定書(案)の事前審査 ・指摘事項の通知 | 10日 |
| | ・指摘事項への対応、訂正等 | (協定書(案)の最終確認) | (申請者) |
| | ・関係権利者の承諾 | — | |
| 事前 審 査 | 許可申請書の事前審査 | ★ 事前申請審査 ・指摘事項の通知 | 10日 |
| | ・指摘事項への対応、訂正等 | | (申請者) |
| 本 申 請 | 許可申請書提出 (締切は審査会の4週前 *3) | ★ 本申請受理・本審査 ・指摘事項の通知 | 10日 |
| | ・指摘事項への対応、訂正等 | | (申請者) |
| | 審査会資料提出(15部) (締切は審査会の2週前 *3) | ★ 建築審査会への資料送付 | 10日 |
| | — | 建築審査会の開催 (毎月第3木曜日) ★ 建築審査会の同意 → 同意 / 不同意 | 10日 |
| | | ★ 消防の同意 → 同意 / 不同意 | |
| | ★ 特定行政庁決裁 → 許可 / 不許可 | | |
| 許 可 後 | ・許可条件の履行 | — | (申請者) |
| | ・確認申請手続き | | |

★ 提出図書の精度、現地調査や提出資料の不備等のため、審査に時間がかかり、上記期間の目安を超える場合がありますので、あらかじめ審査基準、運用指針や資料作成要領をよくお読みください。

*1 地上2階以下、地下1階以下の専用住宅又は2戸長屋以外の建築物を計画する場合の手続きに要する期間は、別途ご相談ください。

*2 建築審査会の開催後、条件が変更になる可能性があります。

*3 1月、5月の許可申請書の締切は 5週前、審査会資料の提出の締切は 3週前 となります。

2 建築基準法第43条第2項第2号に関する建築審査会審査基準

平成30年11月28日

三鷹市建築審査会

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による許可に関し、三鷹市建築審査会が審査する基準を次のとおり定める。

なお、「道」とは、一般の通行の用に供されている道路状空地のことをいう。

第1 一括審査基準

次に掲げる基準に該当するものについては、原則として一括審査をし、同意するものとする。

基準1 法施行規則第10条の3第4項第2号関係

建築物の敷地が、法上の道路（以下「道路」という。）に有効に接続する幅員4メートル以上の道（地方公共団体から管理証明が得られたものに限る。）に2メートル以上接する場合。

基準2 法施行規則第10条の3第4項第3号関係

建築物の敷地と道路との間に、次の各号の一に該当するものが存在する場合で、管理者の占用許可、承諾又は同意を得て、道路に有効に接続する幅員2メートル以上の避難及び通行の安全等の上で支障のない通路が確保されている場合。

- (1) 河川法上の河川、又は水路等の法定外公共用物。
- (2) 地方公共団体が管理する認定外道路。
- (3) 都市計画事業等により、道路の用に供するために事業者が取得した土地。

基準3 法施行規則第10条の3第4項第3号関係

建築物の敷地と道路との間に幅員2.7メートル以上の道が確保され、その道に自動車が転回可能な道路の部分から35メートル以内（ただし、道が通り抜けている場合を除く。）において2メートル以上接する敷地で、次の各号に該当するもの。

- (1) 道の中心線から水平距離2メートルの線又は道の反対側境界線から水平距離4メートルの線（現況幅員が4メートル以上の道にあつては、現況幅員）を道の境界線とし、将来現況の道の部分について不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記することについて、道の部分の所有権、地上権又は借地権を有する者全員の承諾が得られたもの。

- (2) 申請者の権原の及ぶ道及び道となる部分について、不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記されたもの。
- (3) 建築物は地上が2階以下で、かつ、地階は1階以下とする専用住宅又は二戸長屋を計画するもの。
- (4) 建築物の最高高さは8.5m以下とするもの。
- (5) 建築物の部分（外壁、ひさし、出窓、バルコニー等。）から隣地境界線までの水平距離を50センチメートル以上確保するもの。
- (6) 法第22条区域内における建築物の防火性能に関しては、準防火地域内に存する建築物と同等以上とするもの。

第2 個別審査

「第1一括審査基準」に該当しないものについては、個別審査をし、同意・不同意の判断をするものとする。

第3 議案添付書類

「建築基準法第43条第2項第2号許可運用指針」第7による。

附 則

この基準は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成15年6月30日から施行する。

附 則

この基準は平成23年8月8日から施行する。

附 則

この基準は平成30年11月28日から施行する。

3 建築基準法第43条第2項第2号許可運用指針

平成30年11月28日

三鷹市建築指導課

第1 目的

建築物の敷地は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第42条に基づく道路に2m以上接しなければならないとされている。

本運用指針はこれを満たさない場合に、特定行政庁（三鷹市長）が建築審査会の同意を得て、法第43条第2項第2号許可（以下「許可」という。）を適用するに当たり、的確かつ効率的な運用を図ることを目的として定める。

第2 用語の定義

本運用指針で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

1 道

法第42条各項各号に該当しない道・通路等をいう。

2 道路状

「縁石」等で道の部分を明確化し、アスファルト簡易舗装等でぬかるみとならないようにした道の状態をいう。

3 一括許可

特定行政庁が「建築基準法第43条第2項第2号に関する建築審査会審査基準（平成30年11月28日改正 三鷹市建築審査会）」の一括審査基準（以下「一括審査基準」という。）に基づいて建築審査会の同意を得て許可をするものをいう。

4 個別許可

一括許可以外の許可で、特定行政庁が、個別に審査（以下「個別審査」という。）を行い、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可するものをいう。

第3 適用要件

許可は、原則として次の要件を満たすものに適用する。

1 申請者は敷地に所有権、地上権及び借地権等の権利を有し、又は、取得予定であること。

2 敷地を分割する場合は、次のとおりとすること。

(1) 分割後の各敷地面積は、都市計画、地区計画、特別用途地区で定められた最低敷地面積以上であること。ただし、最低敷地面積が定められていない商業地域及び工業地域内においては90㎡以上であること。

(2) 敷地分割は、平成15年6月30日現在の敷地に対して4区画以下であることとし、敷地分割に伴い新たに路地状敷地を創出しないこと。ただし、一括審査基準のうち基準1又は基準2のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 3 道は、平成11年5月1日現に存在する道で、相当の期間建築物が建ち並び、一般の交通の用に供されているものであること。ただし、一括審査基準のうち基準1又は基準2のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

第4 許可

1 許可条件

許可に際しては、以下の許可条件を付するものとする。

- (1) 原則として確認申請時までに、申請者の権利の及ぶ範囲の道の部分を「道路状」に整備すること。
- (2) 原則として確認申請時までに、前号の「道路状」に整備する部分を不動産登記簿上の「公衆用道路」として登記すること。
- (3) その他、建築物、敷地、道及び周囲の状況を勘案して特定行政庁が特に必要と認める事項。

2 一括許可

申請に係わる計画が一括審査基準に適合する場合は、特定行政庁は原則として許可相当として取り扱う。

3 個別許可

申請に係わる計画が一括審査基準に適合しない場合、特定行政庁は交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無について個別に判断するものとする。

申請者は、一括審査基準の基準3及び次の事項を検討し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障のない計画とするよう努めるものとする。

- (1) 交通機能の確保
道が行き止まりで延長が35mを超える場合は、その延長や幅員に応じて、転回広場又はこれに準ずるものを確保する。
- (2) 避難経路の確保
道が行き止まりの場合、原則として、敷地からの2方向避難を確保する。
- (3) 空地の確保
建築物の部分（外壁、ひさし、出窓、バルコニー等）から隣地境界線までの水平距離を50cm以上確保する。一戸建ての住宅又は二戸長屋以外の場合、地階を除く階数が3以上の場合は、敷地内に避難上有効な空地を確保する。
- (4) 防火性能の向上
法第22条区域内における建築物の防火性能に関しては、準防火地域内に存する建築物と同等以上とする。
準防火地域内の建築物は、準耐火建築物と同等以上とする。

- (5) 周辺居住環境へ配慮した建物高さとする。
- (6) その他、建築物、敷地、道及び周囲の状況を勘案して必要と認められる事項。

第5 許可を受けた後の変更

許可を受けた後に計画の変更が生じた場合は、変更後の計画について改めて許可を受けなければならない。ただし、次の場合で申請者が事前に特定行政庁に報告し、再度許可を要しないことが確認された場合はこの限りではない。

- 1 建築主の変更等、建築計画に変更がないもの
- 2 変更の内容が許可条件の範囲内であり、かつ、次の(1)から(5)に該当するもの
 - (1) 内装・外装・屋根等の材質の変更及びひさし・バルコニー・出窓等の形状の変更
 - (2) 建物の外形に変更のない、間取りの変更及び開口部の位置・大きさの変更
 - (3) 建物の一部分を中止することにより建築面積、床面積又は高さが減少するもの
 - (4) 測量誤差に伴う、敷地面積の増減・配置の変更
 - (5) その他、変更前の許可内容と比較して、建築物とその敷地及び道等との関係において交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと市長が認める軽微な変更

第6 算定方法等

- 1 法第2条第6号の規定は、道を道路とみなす。
- 2 法第28条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第20条第2項の規定において、道を道路とみなす。
- 3 法第52条第2項の規定の適用においては、道を前面道路とみなす。
- 4 法第53条第3項第2号、三鷹市建築基準法施行細則第48条の規定の適用においては、道を公園等とみなす。ただし、一括審査基準の基準3及び個別審査においては、これらの規定は適用しない。
- 5 法第56条第1項第1号、第2項から第4項まで及び第7項第1号の規定は、道を前面道路とみなして適用する。ただし、一括審査基準の基準3及び個別審査においては、同条第2項から第4項まで及び第7項第1号の規定は適用しない。
- 6 法第56条の2の規定の適用については、道を道路とみなす。
- 7 法第58条の規定は、道を前面道路とみなして適用する。ただし、一括審査基準の基準3及び個別審査においては、道を水面等とみなして適用する。
- 8 敷地面積の算定方法については、令第2条第1項第1号と同様の取り扱いとする。
- 9 東京都建築安全条例の適用については、道を道路とみなす。

第7 議案添付図書

三鷹市建築審査会に同意を求めるための議案添付図書は、次のとおりとする。

- (1) 「法第43条第2項第2号に関する建築審査会審査基準」に係る審査案件総括表（特定行政庁にて作成）
- (2) 建築計画概要書（特定行政庁にて作成）
- (3) 許可申請理由書
- (4) 設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、その他必要な図面）
- (5) 最新の公図の写し及び権利者一覧表
- (6) 写真及び撮影位置図
- (7) 協定書等その他必要な図書

第8 その他

本運用指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本運用指針は、平成15年6月30日から適用する。

附 則

本運用指針は、平成23年8月8日から適用する。

附 則

本運用指針は、平成30年11月28日から適用する。

4 建築基準法第43条第2項第2号許可申請の資料作成要領

1 提出書類

(1) 許可申請理由書

理由書には以下の理由等を記載してください。

- ア 通路の状況（表面の整備状況、インフラの整備状況、通路の幅員・延長等）
- イ 法上の道路に出来ない理由
- ウ 建築物とその敷地及び通路等が交通上・安全上・防火上・衛生上支障なく確保されること等の理由

(2) 案内図

- ア 縮尺は（1／1500）を標準とし、方位は原則北を上にしてください。
- イ 法第43条第2項第2号の適用を受ける道等（黄色）、それに有効に接続する法上の道路を着色し（法第42条1項1号茶色 同2号橙色 同5号赤色）、法第42条第2項青色）申請敷地を囲って（赤色）ください。

(3) 周辺状況図（私道協定図）

- ア 通路全体について作成し、通路に面する全ての敷地を明示してください。
- イ 縮尺は（1／250）から（1／500）を標準としてください。
- ウ 法第42条接続先道路（種別、幅員）を含む現況図に以下の事項を記入して、案内図同様に着色してください。
 - ・通路の幅員、延長、舗装状況、L型側溝・雨水ます・汚水ますの設置状況、塀等
 - ・通路に面するすべての宅地の、ただし書適用年次、宅地割、建物の有無、地番、所有者、確認年次（不明は築年次）、建物構造・規模・用途（w造・2／0・一戸建て等）、検査済証の有無

(4) 配置図

- ア 縮尺は（1／100）から（1／200）を標準としてください。
- イ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建物の位置、敷地の高低差及び敷地の外構を記入してください。
- ウ 申請敷地に接する通路等の幅員及び法第42条道路までの延長を明記して、案内図同様に着色してください。
- エ 高度斜線及び道路斜線を表示してください。
- オ 敷地求積図

(5) 平面図

- ア 縮尺は（1／100）から（1／200）を標準としてください。
- イ 各室の用途・寸法を読みやすい大きさに記入してください。
- ウ 防火設備については赤線で表示してください。
- エ 建物求積図

(6) 立面図

- ア 縮尺は（1／100）から（1／200）を標準としてください。
- イ 二面以上の立面図を作成してください。
- ウ 建築物の地盤面からの最高の高さ、最高の軒高及び各階の階高を記入してください。
- エ 道路斜線、隣地斜線及び高度斜線を記入してください。

(7) 断面図

- ア 縮尺は（1／100）から（1／200）を標準とし、A3版に収まるようにしてください。
- イ 二面以上の断面図を作成してください。
- ウ 床の高さ、各階の天井高さ、軒及び庇等の出を記入してください。

(8) 仕上表、耐火・準耐火リスト等を必要に応じて添付してください。

(9) 関係図書

- ア 最新の公図の写し及び権利者一覧表（権利者一覧表）は、通路及び通路に面する全ての宅地の地番、地目、権利別（所有権、借地権等）、権利者名、私道協定の参加の有無を記入してください。（権利者別に色分けし、A3版の一枚のものとしてください）

- イ 登記簿謄本又は登記全部事項証明書（申請敷地及び通路となる部分）
- ウ 私道協定書（申請敷地から法上の道路までの通路となる土地（原則は幅員4.0m以上）に
関しての所有権・地上権・借地権を有する者の実印を押した協定書）及び印鑑登録証明書
- エ 現況写真（カラーコピー）撮影位置図共
写真は当該敷地及び通路の状況（通路の幅員及び隅切り等の寸法が分かる写真含む）が
分かるもの
- オ 既存建築物確認通知書
- カ その他必要な図書

(10) 留意事項

- ア 図面はA3版としてください。（許可申請書はA4折）
- イ 図面を縮小する場合は、文字、数字等が読み取れるようにしてください。
- ウ 図面枚数は極力少なくしてください。
- エ 図面右下に図面名称を表示してください。
- オ 図面には作成者（代理者・設計者）の記名、捺印をしてください。
- カ 図書の右上に頁を1cm程度の大きさで表示してください。

2 提出部数

| | 事前相談 (仮決裁用：1部) | 許可申請書 (正・副各1部) | 審査会用 (15部) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 許可申請書 | | ○ | |
| 委任状 | ○ ※1 | ○ | |
| 目次 ※2 | | ○ | ○ |
| 許可申請理由書 | ○ | ○ | ○ |
| 案内図 | ○ | ○ | ○ |
| 周辺状況図 | ○ | ○ | ○ |
| 配置図 | | ○ | ○ |
| 平面図 | | ○ | ○ |
| 立面図 | | ○ | ○ |
| 断面図 | | ○ | ○ |
| 最新の公図の写し及び権利者一覧表 | ○ | ○ | ○ |
| 現況写真（撮影位置図共） | ○ | ○ | ○ |
| 登記簿謄本等 | ○ | ○ | |
| 私道協定図書 | | ○ | ○ |
| その他必要な図書 | ○ | ○ | ○ |

※1 事前相談の場合は、土地所有者の委任状を添付してください。

※2 目次には図書の種類と図書の頁を記載し、図書の右上に頁を表示してください。

3 提出期限（1ページの手続きの流れを参照）

（許可申請書）・・・建築審査会開催日の4週間以上前までに申請してください。なお、事前審査を行いますので、事前審査における指摘事項の訂正後に提出してください。

（審査会用）・・・建築審査会開催日の2週間前までに提出してください。

（審査会用は本審査終了後のもので、訂正がないものとしてください。）

注意：1月、5月の許可申請書の締切は5週前、審査会資料の提出の締切は3週前となります。

なお、ご相談の内容によっては、所要日数にかなりの時間を要しますので、資料等の提出は余裕をもって早めに提出し、提出の期限は厳守してください。
それぞれの期限までに決裁を得られない場合は翌月以降の審査会となります。

5 関係法令抜粋及び参考図

道路の定義（法第42条）

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和27年法律第180号）
 - 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による道路
 - 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
 - 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（前項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。）

敷地等と道路との関係（法第43条）

建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。次条第2項を除き、以下同じ。）に2m以上接しなければならない。

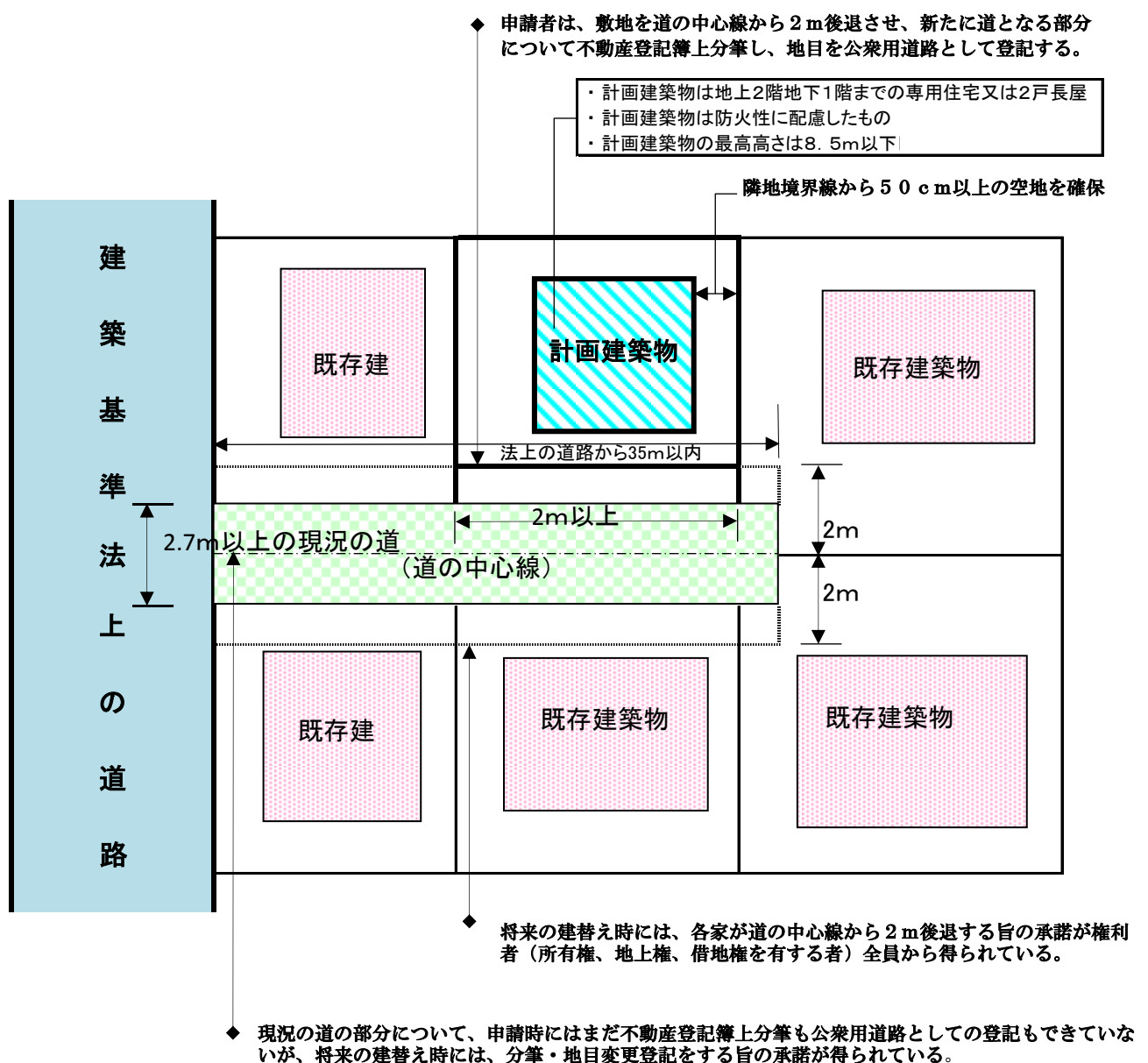
- 一 自動車のみの交通の用に供する道路
 - 二 略
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

国土交通省令で定める基準（法施行規則第10条の3第4項）

法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。
- 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接すること。
- 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。

参考図（施行規則第10条の3第4項第3号に基づく三鷹市建築審査会一括審査基準3）



(標 準 例)

平成 年 月 日

三鷹市長 様

代表者 住所
電話
氏名

実印

建築基準法第43条第2項第2号の適用願い

私たちは、本私道に接して建築物を建築するにあたり、次に掲げる内容の私道協定書を作成しましたので、建築基準法第43条第2項第2号の適用をお願いいたします。

私 道 協 定 書

- 1 別図※のように、建て替えの際には4.0m以上の幅員を確保し、道の部分には、建築物・門扉・塀等の通行や避難の支障となるようなものは、設置しません。
- 2 道については、分筆し、地目を公衆用道路に変更します。
- 3 道については、L形等により区域を明確にし、アスファルト舗装以上の整備をします。
- 4 本私道にのみ接する敷地に建築する建築物は、専用住宅もしくは2戸長屋で地下1階地上2階までとします。
- 5 今後、建築基準法上の道路として整備する際には協力します。
- 6 本協定書の内容は、所有権等の権利が移転された場合には文書で確実に継承します。
- 7 本協定書の内容と相違したときは、建築基準法第43条第2項第2号の適用を除外されることに異議はありません。
- 8 本協定書は正副2通作成し、正は三鷹市に提出します。副は代表者が保管し、写しを本協定関係者全員が保管します。また、代表者を変更したときは、ただちに変更者名を届出ます。

※ 私道協定書と別図間には、関係権利者全員の実印による割印を押したものと、協定書等を袋綴じとし、綴代に全員の実印による割印を押したものや、協定書、協定図並びに承諾書を1枚にしても構いません。

※ 別図(私道協定図)の作成にあたっては、手引き9ページ(3)周辺状況図の作成要領を参考にしてください。

(標 準 例)

平成 年 月 日

三鷹市長 様

新代表者 住所
氏名

実印

私道協定代表者変更届

平成 年 月 日付けで締結した別紙「私道協定書」の代表者を変更しましたので、下記のとおり届出ます。

なお、新代表者として、私道協定書の内容を継承いたします。

記

前代表者 所有地の地名地番

住所
電話
氏名

実印

新代表者 所有地の地名地番

住所
電話
氏名

実印

※ この届出書に、私道協定図書の写し及び印鑑証明書(新旧代表者とも)を添付してください。□

(標 準 例)

平成 年 月 日

三鷹市長 様

代表者 住所

氏名

実印

私 道 協 定 書 継 承 届

平成 年 月 日付けで締結した別紙「私道協定書」の所有権等が変更となったため、当該協定書第6の規定に基づき、私道協定内容の継承を行いましたので届出ます。

なお、当該協定書第8の規定に基づき、本継承書の写しを協定関係者全員に配布します。

1. 私道協定通路の地名地番

三鷹市

2. 継承の理由

(例) 所有権移転のため

3. 私道協定通路内 新権利者

| | | |
|-------|--|----|
| 所有地番 | | 実印 |
| 所有者住所 | | |
| 所有者氏名 | | |

| | | |
|-------|--|----|
| 所有地番 | | 実印 |
| 所有者住所 | | |
| 所有者氏名 | | |

※ この届出書に、私道協定図書の写し及び印鑑証明書(新権利者)を添付してください。

建築基準法第43条第2項第2号許可相談カード

事前相談 平成 年 月 日

※太枠内のみ記入して下さい。□

| | | | | | |
|----------------|---|-------|------|-----|----|
| 相談場所 | 三鷹市 | | 地図座標 | P ー | |
| 相談者(代理者) | 住所 | 電話 | | | |
| 氏名・連絡先 | 氏名 | FAX | | | |
| 申請者 | 住所 | | | | |
| 氏名・連絡先 | 氏名 | 電話 | | | |
| 以前の43条適用の有無 | 有・無 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 |
| 私道協定書有無 | 有・無 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 |
| 添付資料 | <input type="checkbox"/> 現土地所有者からの委任状 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 周辺状況図 (手引き9ページ(3)資料作成要領を参照) <input type="checkbox"/> 公図写・権利者一覧 (手引き9ページ(9)ア資料作成要領を参照) <input type="checkbox"/> 登記簿謄本等 (計画敷地及び通路の所有者が分かるもの) <input type="checkbox"/> 現場写真 (計画敷地及び通路の状況が分かるもの) <input type="checkbox"/> その他 (既存建物の確認図書、締結済みの私道協定書 私道部分の地籍測量図 等) () ※ 図面等は資料作成要領に基づき作成してください。 | | | | |
| 許可運用指針 適用要件 | 1 申請者について <input type="checkbox"/> 土地所有権、地上権及び借地権を有する <input type="checkbox"/> 土地所有権、地上権及び借地権を取得予定 2 敷地を分割する場合 <input type="checkbox"/> 分割後の各敷地は都市計画等で定められた最低敷地面積以上である (m ²) <input type="checkbox"/> 商業地域又は工業地域内のため90 m ² 以上である <input type="checkbox"/> 平成15年6月30日現在の敷地に対して4区画以下 | | | | |
| | 相 談 事 項 | | | | |
| | (なぜ未接道地となっているかの経歴、建築基準法の道路に出来ない理由、なぜ建替え等を行わなければならないかの理由等を記入してください) ※別添可 | | | | |
| 事前相談仮決裁 | | | | | |
| 課長 | 担当課長 | 課長補佐 | 係長 | 主査 | 担当 |
| | | | | | |